平成２３年（フ）第６４３０号
大阪市生野区小路２丁目13番15号
債務者　金田雄次こと　金　　靖宏
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４７２号
大阪市都島区中野町３丁目10番８号　カサパルチダ603号
債務者　江坂カイロプラクティック院こと　植田　隆幸
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４７８号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目５番８号
債務者　鳥山伸一郎
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３９号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番28号　ハイツ幸徳３Ｂ、住民票上の住所大阪市淀川区東三国５丁目２番８号　エクセレンスハイツ303号
債務者　長田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４０号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番28号　ハイツ幸徳３Ｂ、住民票上の住所大阪市淀川区東三国５丁目２番８号　エクセレンスハイツ303号
債務者　長田　秀治
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９４号
大阪府豊中市服部西町３丁目11番23―401号、前住所大阪府箕面市粟生新家５丁目23番17号
債務者　天野　友絵
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９５号
大阪府豊中市服部西町３丁目11番23―401号、前住所大阪府箕面市粟生新家５丁目23番17号
債務者　天野めぐみ
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４８号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―217号
債務者　田邉　信夫
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８１７号
大阪市福島区福島６丁目11―１　エステムコート梅田リトリーヴ207、登録原票上の居住地和歌山県和歌山市園部1670番地の118
債務者　蔡本理愛こと　蔡　　理愛
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８２号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番10号　モリハイム豊新Ⅱ103号
債務者　坂本　智之
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０１号
大阪府守口市滝井元町２丁目１番15―202号、前住所大阪府守口市緑町１番26―607号
債務者　西垣千惠子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１７７号
大阪府三島郡島本町江川１丁目10番４―401号
債務者　山下美智子（旧姓駒形）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１８１号
大阪市旭区清水４丁目12番15―415号
債務者　辻野日出夫
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９２号
大阪府門真市速見町２番15―208号
債務者　中村　　淳
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３４号
大阪市住吉区南住吉２丁目17番７号　南住吉幸栄ビル103号
債務者　富永　順子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９号
長崎県長崎市太田尾町2441番地
債務者　佐賀里タカ子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係